

市指定ごみ袋に関する臨時措置について

環境市民部・生活環境課

【概要】

現在、一時的な需要の高まりから市内の一部店舗において品切れや品薄が生じている。臨時措置として、中身が見える透明又は半透明の袋でごみを出すことができるようにする。

なお、市指定ごみ袋の製造については、製造元から例年と同程度の数量の供給を見込んでいる回答を得ているため、市民に対して買い占めの自粛や冷静な対応を呼びかける。

【臨時措置(詳細)】

指定ごみ袋が入手困難な場合、中身が見える透明・半透明の袋でごみを出すことを以下の条件にて可能とする。

- (1) 期間 令和8年5月11日(月)～令和8年6月30日(火)
- (2) 対象 燃えるごみ
プラスチック製容器包装
燃えないごみ(埋立)
- (3) 使用できる袋
 - ・ 中身が見える透明または半透明の袋(20～45リットル)
 - ※ 指定ごみ袋同様、「区名」「氏名」を記入
- (4) 使用できない袋
 - ・ 中身が見えない黒色などの色付きのごみ袋
 - ・ 口を縛れない袋
 - ・ 他自治体の指定ごみ袋
- (5) その他 美化センター等への持ち込みごみについても、同様の対応とする。